

平成30年3月29日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人 信託協会

「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」
に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」に関する意見

該 当 箇 所	意 見
<p>【中間試案 3 頁】</p> <p>第 1 部 株主総会に関する規律の見直し</p> <p>第 1 株主総会資料の電子提供制度</p> <p>1 定款の定め</p> <p>①</p>	<p>議決権行使書の電子提供措置について、例えば各株主へ交付する固有のパスワードで株主名簿管理人の議決権行使サイトへアクセスし、議決権行使書面に記載される事項を表示する（議決権行使書の印刷フォームにこだわらない）といった措置で、電子提供措置を行ったとみなすことは可能か。</p>
<p>【中間試案 3 頁】</p> <p>第 1 部 株主総会に関する規律の見直し</p> <p>第 1 株主総会資料の電子提供制度</p> <p>1 定款の定め</p> <p>②</p>	<p>中間試案の内容に賛成する。</p>
<p>【中間試案 3 頁】</p> <p>第 1 部 株主総会に関する規律の見直し</p> <p>第 1 株主総会資料の電子提供制度</p> <p>1 定款の定め</p> <p>③</p>	<p>中間試案の内容に賛成する。</p>
<p>【中間試案 3 頁】</p> <p>第 1 部 株主総会に関する規律の見直し</p> <p>第 1 株主総会資料の電子提供制度</p> <p>2 電子提供制度</p> <p>①</p>	<p>議決権行使書の電子提供措置について、例えば各株主へ交付する固有のパスワードで株主名簿管理人の議決権行使サイトへアクセスし、議決権行使書面に記載される事項を表示する（議決権行使書の印刷フォームにこだわらない）といった措置で、電子提供措置を行ったとみなすことは可能か。</p>

該 当 箇 所	意 見
<p>【中間試案 4 頁】</p> <p>第 1 部 株主総会に関する規律の見直し</p> <p>第 1 株主総会資料の電子提供制度</p> <p>3 株主総会の招集の通知</p> <p>(1) 発送期限</p>	<p>株主提案がある場合など発行会社の状況によっては、実務スケジュールへの影響も大きくなることから、全発行会社で運用が難しくならないスケジュールとしていただきたい。</p>
<p>【中間試案 5 頁】</p> <p>第 1 部 株主総会に関する規律の見直し</p> <p>第 1 株主総会資料の電子提供制度</p> <p>4 株主総会参考書類等の交付又は提供等</p> <p>(1) 会社法第 301 条第 1 項の特則等</p> <p>①</p>	<p>中間試案の内容に賛成する。</p>
<p>【中間試案 5 頁】</p> <p>第 1 部 株主総会に関する規律の見直し</p> <p>第 1 株主総会資料の電子提供制度</p> <p>4 株主総会参考書類等の交付又は提供等</p> <p>(1) 会社法第 301 条第 1 項の特則等</p> <p>②</p>	<p>中間試案の内容に賛成する。</p>
<p>【中間試案 5 頁】</p> <p>第 1 部 株主総会に関する規律の見直し</p> <p>第 1 株主総会資料の電子提供制度</p> <p>4 株主総会参考書類等の交付又は提供等</p> <p>(2) 書面交付請求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書面交付請求は、画一かつ迅速な事務処理が可能な制度設計とすることが発行会社より強く望まれることが予想されるため、振替機関等を経由して基準日までの請求を義務付ける中間試案が望ましい。 ・ システムのたてつけやコストなどの課題については実務者間での協議を進めていく必要があるため、留意いただきたい。

該 当 箇 所	意 見
①～②	
<p>【中間試案 6 頁】</p> <p>第 1 部 株主総会に関する規律の見直し</p> <p>第 1 株主総会資料の電子提供制度 (第 1 の後注 1)</p>	<p>中間試案の内容に賛成する。</p>
<p>【中間試案 17～21 頁】</p> <p>第 3 部 その他</p> <p>第 2 株式交付 1～5</p>	<p>株式交付は株主総会での決議かつ子会社の株主から譲渡を受けるとあるが、交付の対象が上場株式であって特別口座が含まれる場合には、特別口座内の株式は譲渡ができないことから、交付の対象外となるということによいか。</p>